

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第13回 理事会の焦点

新年度への新たな展開と 活性化の取り組みを

開催日時 5月21日(木)午後1時

場所 日個連会館

決議事項

① 平成26年度事業報告承認の件

② 平成26年度決算報告承認の件

③ 平成26年度公益目的支出計画実施報告承認の件

④ 第2回定時総会招集決定並びに提出議案承認の件

(1) 第1号議案 平成26年度決算報告承認の件

(2) 第2号議案 会費等に関する規則一部改定(案)承認の件

⑤ 第2回定時総会等「平成27年7月1日」のスケジュールに関する件

⑥ 第2回定時総会における来賓者承認の件

⑦ 平成27年度スローガン承認の件

⑧ マスターズ制度表示管理規則一部改定(案)承認の件

⑨ 会員の処分(案)承認の件

⑩ 東京タクシーセンター認定外国人旅客接遇研修実施の件

⑪ セーフティドライバー・コンテスト参加に関する件

⑫ 街頭営業適正化指導規程一部改定(案)承認の件

⑬ 特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定(案)承認の件

⑭ 全国個人タクシー協会関東支部推薦委員候補者選出の件

⑮ 全国個人タクシー協会関東支部代議員選出の件

開会に先立ち、先日ご逝去された小竹清司元理事への黙とうが行われました。その後、木村会長より、業界を取り巻く状況について次のような話がありました。

◆ マスターズ制度に関して ◆

全個協においてマスターズ制度の認定規程等が改正されたことに伴い、関東支部では7月30日

開催の団体長等役員研修会及び8月6日に事務局説明会を開催し、マスターズ制度

のこれまでの経緯やルールの変更点及び手続等の説明を行う

予定です。また称号ステッカーの適正表示を確認記録する称号

標適正表示管理簿は、事務局にてソフトを作成中です。

◆ 死亡事故の発生 ◆

春の全国交通安全運動期間中の5月11日と18日、立て続けに2件の死亡事故が起こってしまいました。都個協では、この状況を鑑みて「交通安全対策の徹底について」の緊急通達を発出しております。われわれ業界一丸となつてもう一度緊張感を持ち、このような大きな事故が起きないよう啓蒙をしていきたいと思ひます。

今日は総会に向けた議題が多くあります。平成26年度は色々なことがありました。この貴重な経験や体験を活かし、また活性化を念頭に置いて平成27年度は良い年度にしていきたいでしょう。

その後の審議において、決議事項はすべて可決承認されました。



「活性化に取り組む新年度に」と話す木村会長

都内個人タクシー現況(平成27年5月1日現在)

許可事業者数 14,396名(前月比 -34名)
(特別区、武三13,950名 北多摩169名 南多摩277名)
傘下事業者数 14,095名(前月比 -38名)
(特別区、武三13,650名 北多摩169名 南多摩276名)

タクシードライバー交通安全教室開催

一時停止の重要性和徹底を再確認

春の全国交通安全運動目前の4月23日(木)、「タクシードライバー交通安全教室」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、個人タクシー事業者16名が参加、テストコースでの実技と、いきいき運転講座を通して安全運転の基本を再確認しました。

タクシーが関与した都内の交通事故は、昨年より756件少ない5455件で、全体の15%。死亡者は年間6名で、うち4件が65歳以上、3件は70歳以上のタクシードライバーでした。増加する高齢タクシードライバーの交通事故に歯止めをかけようと、交通安全意識の普及・浸透を図る目的で春の全国交通安全



事故の現場検証では、歩行者が見える距離を実際に確認

運動を前に実施されました。開催にあたり、藤本管理官より「一般的な高齢者による事故分析をしてみると、加齢による身体機能の変化があげられます。反射神経など、若い頃は簡単にできていたことができなくなってくる傾向があります。自らの身体機能の変化を理解し、ゆとりのあるやさしい運転を心がけ、安全運転につなげてください。そして原点を振り返り、講義と実技で基本を再確認し、明日からのタクシー業務に生かして下さい」との挨拶がありました。

その後に行われた教官が同乗してのテストコース走行では、一時停止の大切さが問われました。走行後には各自の走り方をビデオを使って参加者全員で確認。きちんと一時停止できていた人は少なく、改めて基本の大切さを学びました。また、後半に行われた「いきいき運転講座」では、身体能力低下のチェックや、グループトレーニングを通して、天候など様々な状況下での安全の注意点を話し合いました。

受講者の声

東個協
世田谷第一支部
杉本 秀雄 さん



教官が同乗しての走行は、安全運転について再確認でき、とてもいい勉強になりました。一時停止は自分では行っているつもりでも、きちんとできていませんでした。徹底した一時停止を皆さんにも実行してもらいたいです。今後も安全運転を心がけていきたいと思いました。

都営協
東京旅客支部
城 忍 さん



講習を受けて長年の運転の慣れや癖、気をつける点がよく分かり、基本を再

確認できました。我々のような高齢者だけではなく、若い人をはじめとしたタクシードライバー全体にこのような機会があれば、安全の再確認になると思います。勉強するチャンスがもっと増えるといいと思います。



テストコース走行後、教官から各自の癖等を分析

適正営業ハンドブック 第4版を発行しました

指導規程や街頭営業ルールを網羅した『適正営業ハンドブック(第4版)』を発行し、全事業者へ配付しました。今般は新たに優良タクシー乗り場一覧や個人タクシー車内英会話例集を加えました。一部事業者の「知らない」の言い訳は許されません。規制内容を再確認のう

え、車内に常備し、不適正営業を根絶して個人タクシーの信頼を回復させましょう。



平成26年度苦情・要望等集計報告書
(平成26年5月1日～平成27年4月30日)

内容別	合計 (前年)
接客態度不良	16 (33)件
言葉使い	12 (17)件
地理不案内	3 (5)件
福祉・障害者関係	1 (6)件
領収書トラブル	0 (1)件
その他	0 (4)件
料金トラブル	3 (9)件
不当料金請求	0 (1)件
料金不審	1 (8)件
カード等トラブル	0 (0)件
釣り銭トラブル	2 (0)件
迂回運転	3 (1)件
運転操作不適切	1 (2)件
乱暴運転・危険運転	12 (17)件
モラル	9 (6)件
目的地違い	1 (5)件
車内異臭・車内清掃不良	1 (5)件
運送の引受けの拒絶	4 (5)件
運送の継続の拒絶又は中断	2 (1)件
客選び行為	0 (1)件
高齢によるもの	0 (1)件
荷物の積み卸ろしトラブル	2 (0)件
ドア開閉不注意	1 (1)件
聴覚障害	0 (2)件
その他	6 (4)件
○路上トラブル(5件) ○クリーニング代請求	
合 計	61 (93)件

氏名	所属団体	享年	病名
手塚 幸夫	(東個協・江戸川第二)	70	不明
蛭川 広史	(東個協・杉並)	61	結腸癌
仙田 実	(東個協・練馬)	64	大動脈瘤破裂
深澤 伴雄	(東個協・南多摩)	74	出血性ショック
砂田 正直	(東個協・北多摩)	75	不明
山形 功	(都営協・東)	68	不明
古屋 仁	(都営協・板橋)	74	動脈瘤破裂
三橋 喜久夫	(都営協・小岩)	66	不明
山口 敏行	(都営協・江東)	68	心筋梗塞
柳元 芳博	(都営協・第一事業団)	66	耳下腺癌
小竹 清司	(都営協・東京西北)	68	リンパ癌

ご冥福をお祈り申し上げます

★上位 5 団体★

順位	団体名	事業者数	人身事故件数	発生率
1	北多摩支部	99	0	0.00%
2	東京旅客支部	185	2	1.08%
3	東京北支部	87	1	1.15%
4	南多摩支部	121	2	1.65%
5	世田谷第三支部	162	3	1.85%

交通事故共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率(人身事故件数/事業者数)の低い上位5団体に対し、総会にて表彰が行われます。

事故防止コンテスト

平成26年度セーフティドライバ・コンテスト

結果報告

安全運転・事故防止の徹底を図るため、平成26年度警視庁主催のセーフティドライバ・コンテストに158組790名の参加がありました。無事故・無違反の達成者は81組、達成率は51.3%と、昨年度より1.5%下回る結果となりました。

- 新中野支部
【7年連続達成：7団体】
●北第二支部
●品川第三支部
●墨田支部
●友和支部
●自交総連協組
●新興協組
●全個人協議会
【6年連続達成：8団体】
●足立第一支部
●荒川支部
●新東京支部(東)
●北多摩支部
●浮間支部
●全東京支部
●東京都民主協組
●町田協会
【5年連続達成：5団体】
●渋谷支部
●朋友支部
●都民同盟協会
●東京西北協組
●新足立協組
【4年連続達成：3団体】
●武三支部
●野方支部
●江東支部
【3年連続達成：9団体】
●大田第一支部
●墨東支部
●足立支部
●江戸川支部
●亀戸支部
●さくら支部
●事業団支部
●四〇支部
●千住協組
【2年連続達成：13団体】
●足立第二支部
●大田第二支部
●都心支部
●文京第一支部
●目黒第一支部
●目黒第二支部
●杉並第二支部
●豊島支部
●交友支部
●東京北支部
●東京旅客支部
●東陽支部
●東優協会
【平成26年度達成：10団体】
●板橋第一支部
●北支部
●品川第一支部
●新宿支部
●世田谷第三支部
●練馬第二支部
●石神井支部
●双和支部
●東京相互支部
●第一多摩協組

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成27年3月	35	2	0	37

■行政処分状況

平成27年4月分

処分日	氏名	処分内容 (車両停止)	違反事項	違反概要	点数
4月 7日	森谷司朗	44日車	道運法第13条	運送引受義務違反	5点
4月14日	海老原晴夫	44日車	道運法第13条	運送引受義務違反	5点

平成27年5月31日更新者の皆様へ

期限更新申請書

提出後の道交法違反等報告の徹底について

期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日（5月31日）までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

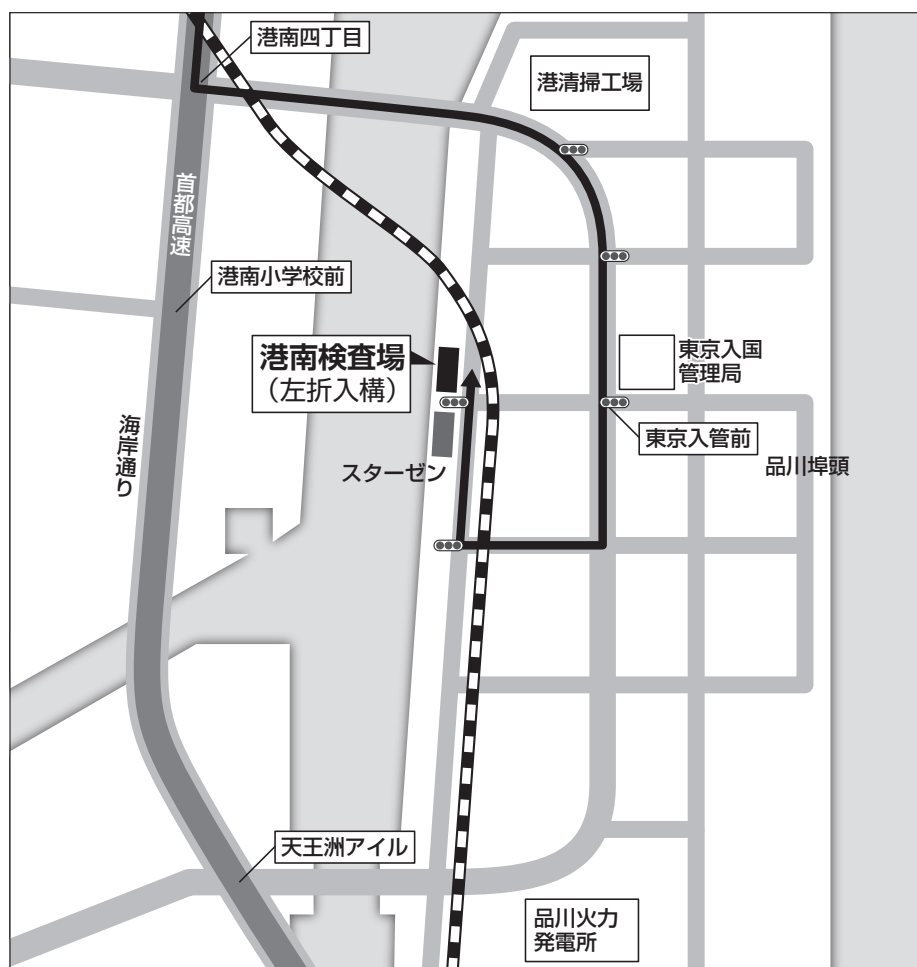
しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体長が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、平成27年5月31日付け期限更新者につきまして、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をされますようお願いいたします。

地理モニター報告③4

【 名称変更 】

旧名称	新名称	所在地	変更日
広尾高校裏（交差点）	山種美術館前（交差点）	渋谷区広尾3-12-36付近	平成27年3月



忘れずに

タクシーメーターの有効期間は1年
毎年、装置検査を必ず受検しましょう

計量法により、有効期間を経過したタクシーメーターは、営業に使用できません。もし違反した場合に以下の罰則があります。

○計量法第172条
同法16条に違反した場合は「6カ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処する」

メーター付近に貼られているステッカー等有効期間を確認し、期限内に最寄りの検査場で受検しましょう。

【港南4丁目方面からの港南検査場への入構方法について】

周囲は大型トラックによる交通往来の激しい場所であることから、港南4丁目交差点から入構する際は、東京入管前交差点を右折せず矢印の順路により左折入構をお願いします。また間違えて隣（手前）の「スターゼン東京物流センター」の駐車場に入らないようご注意ください。